しずまえトライアスロン実行委員会　規約

＜総則＞

（名称）

第１条

本委員会はしずまえトライアスロン実行委員会（以下「本委員会」）と称する。

（事務所）

第２条

本委員会の本部および事務局は会長が定める。

(目的)

第３条

本委員会はトライアスロンの普及発展と静岡市の発展を目的とし、競技大会の開催・競技大会への諸援助・また普及につながる諸行事・併せて開催地域の振興、住民及び参加者の親睦を図る事を目的とする。

(活動内容)

第４条

本委員会はしずまえトライアスロン大会を上記目的に沿った大会として開催するために活動する。

（義務）

第5条

本委員会は会員及び大会参加者に交通ルールを理解させ自己または他人の生命の尊さを守るスポーツマンとして恥ずかしくない精神と行動を促す義務を負う。また、開催地域の振興、住民との親睦を図る義務を負う。

＜会員の構成＞

第6条

本委員会の会員の資格はしずまえトライアスロン大会開催に賛同・協力する個人及び団体によって構成される

＜役員＞

第7条

本委員会は次項の役員を置く。

1. 会長（１名）　②副会長（２名）　③顧問（２名）　④委員会委員長（若干名）　⑤会計監査（1名）

第8条

役員の選出

会長・副会長・顧問・会計監査は委員長以上が参加する理事会で承認される。

第9条

役員の任期は1年とし、役員の再任は妨げない。

＜会議＞

第１0条

本委員会は以下の会議を有す。

1. 理事会は会長、副会長、顧問、各委員会委員長で構成され、会長がこれを召集する。
2. 定例会は役員および全会員で構成され、会長がこれを招集する。

第１1条

本委員会の運営は会長、副会長、顧問が立案にあたり理事会の同意を得て実施する。

＜会費＞

第１2条

本委員会の経費は下記に挙げたものをもってこれにあてる。

1. トライアスロン大会参加費　　②寄付金　③その他の収入

第１3条

本委員会の会計年度は7月１日より6月３0日までとする。

付則

この規約は2019年10月1日から施工する。

2019年10月1日